

福岡県建築基準法施行条例第 23 条及び福岡市建築基準法施行条例第 32 条に規定する
自動車車庫の床面積の取り扱いについて

本条に規定する自動車車庫の用途に供する部分の床面積には、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「誘導車路、操車場所及び乗降場」（以下、操車場所等）の用途に供する部分を算入しません。ただし、操車場所等のうち、駐車スペースとしての利用が想定されるものについては、床面積に算入します。（図 1）

また、原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項の二輪で総排気量 125cc 以下のもの等をいう）及び自転車の駐輪場は、自動車車庫の用途に供する部分の床面積に算入しません。

なお、「出入口」とは、出口のみ又は入口のみの場合も含みます。

